

広島県公安委員会告示第 40 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 30 年 6 月 11 日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
8P0120	平成 30 年 4 月 10 日から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CR ダークローズ MM 5	株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 正規 (愛知県名古屋市中川区中 京南通三丁目 22 番地)	左同
8P0160	告示の日 (平成 30 年 6 月 11 日)から 3 年間	同上	P 沼 A	同上	左同